

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成30年10月25日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 中山 大 行（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 三 浦 隆 昭（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 池 田 宏 行（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 大 津 由 香（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 小 川 麻由子（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 山 本 彰 宏（東京弁護士会所属）
弁護士 久保田 洋 平（第一東京弁護士会所属）
弁護士 牧 野 茂（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、意見交換会を始めさせていただきます。司会は東京地裁の刑事第6部で裁判長をしております中山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、本年の2月から7月までに判決があった否認事件、犯罪事実の成否に争いがある、若しくは責任能力について争いがある事件において裁判員を務められた裁判員経験者8名の方に参加していただいております。また、池田検察官、山本弁護士、三浦裁判官が参加者として出席しているほか、検察官2名、弁護士2名もオブザーバー参加しております。普段裁判員から直接お話を聞く機会がない検察官や弁護士の方にとっては貴重な機会だと思いますので、オブザーバー参加の方も含めて積極的に質問等をしていただければありがたいなというふうに思っております。

本日は、否認事件における分かりやすい審理をテーマに意見交換をしたいと考えておりますけれども、まず最初に、経験者の皆様が担当された事件の内容につきまして、私から簡単に説明させていただきます。そして、経験者の皆さんから裁判員を務められた全般的な感想、これは今回のテーマ以外のことを話していただいても結構ですが、全般的な感想を一言二言述べていただきまして、それが一通り終わった段階で、先ほど言いました否認事件における分かりやすい審理というテーマで意見交換をさせていただきたいと思っております。

まず1番の方が担当された事件ですけれども、被告人がスーパーの店員に包丁を突きつけながら現金を要求し、取り押さえようとした店員に傷害を負わせたという強盗致傷、銃刀法等違反の事件になります。この事件では、責任能力の程度、心神耗弱か否かというところが問題になったと思います。他に覚せい剤の使用事犯が併合されているというような事件でした。それでは、1番の方、この事件を担当された御感想等についてお願いいたします。

1 番

受ける前にはかなり悩んでたんですけど、周りの人も会社も協力してくれて、出た方がいいんじゃないかということで裁判員として今回やらせていただきました。実際受けてみた感想としては、今言ったように受ける前は悩んだんですけど、素人なりに裁判の進め方だとか、今まで本当にフィクションの中でしか情報がなかったことを実際自分がやってみて、勉強になったというか、新聞のベタ記事でしかないような事件だと思うんですけど、それでもやっぱりその背景にはいろんなことがあるとか、人の罪の重さを自分たちで量っていくということを通じて、いろんなことが勉強になったと思います。こういうふうな機会を設けていただいて、非常に私はありがたいと思っております。

司会者

続きまして、2番の方と8番の方が同じ事件を担当されたということでしょうかね。事案としては、タクシーの乗客であった被告人が、タクシー運転手と口論の末、暴行を加えて死亡させたという傷害致死の事件でした。被害者の負った傷害がそもそも暴行によるものかどうか、被害者の死亡の結果が暴行を原因とするものなのか、そして被害者に暴行を加えたのが被告人なのかというところが問題となった事件のようです。さらに業務上横領事件、これは争いがない事件でしたが、それについても併合審理されている事件でした。それでは、2番の方からどうぞ。

2番

2週間にわたって審理がありました。被告人は無罪を訴えてまして、その無罪を、検察側のドクターと弁護側のドクターが真っ向から争ってるというような事件でした。私たち素人としてはどう対処していいか最初分からなかったんですけど、裁判官の方たちの進め方が巧みというか、さすがだなという感じで、きれいに私たちの意見をまとめていただいて審理をして、最終的には皆でそうだねという感じで終わらせていただきました。裁判員制度というのを初めて経験させていただいて、全然分からない世界だったんですけど、とても自分の身近なものになりましたし、それから裁判員制度を新聞とかで見たらすごく身近なものに感じてますし、周りの皆さんにも、通知が来たら絶対やった方がいいよみたいな感じで勧めさせていただいています。とてもいい経験をさせていただいたと思ってます。

司会者

ありがとうございます。それでは、8番の方。

8番

2番の方と一緒に審理をしました。裁判員制度というものを認識はしていたんですけども、実際にやってみると今まで自分が思っていたものと随分差があるなというふうに感じました。それは裁判員制度自体が広くどれだけの

人に細かく周知されてるのかというところにも関わってくるのではないのかなと感じました。それで今日この席に出席させていただいたという形です。

司会者

ありがとうございます。続きまして、3番の方が担当された事件は、被告人がマンションのエントランスにおいて初対面の被害者に対しておいせつな行為をして傷害を負わせたという事件です。被告人はナンパ目的で被害者をマンションから連れ出そうとしたのであって、暴行やおいせつ行為には及んでいないという主張をした事件でした。それでは、3番の方、感想をお願いします。

3番

私も裁判というものを何も分からないで参加させていただいたんですが、最初の審理を終えた段階で評議室に戻ったときに、裁判長や裁判官の方がいろいろフォローしてくださったのと、審理の内容についてはとても分かりやすく、両方争ってはいたんですけども、弁護人と検事の意見がちょっと食い違ったりしたんですが、とても分かりやすかったという印象です。なので、最後までとてもやりやすく裁判を終えることができました。こういった経験は本当に貴重な経験というか、よかったと思ってます。ただ、先日、大勢の友人たちと集まる会がありまして、そのときに近況ということで、私が裁判員になったことをコメントで書いたら、よくやったなというふうに言われてしまったんですね。絶対そんなの参加したくないということをする人もいたんですね。なので、きちんとみんなに周知されてないなというのはすごく感じました。

司会者

ありがとうございます。続きまして、4番の方が担当された事件は、被告人が約5か月間にわたって覚せい剤等の違法薬物等の密売を業としたという麻薬特例法違反等の事案です。被告人は、密売の利益性が低いことや密売の

期間が長くないということを理由として、「業とした」には当たらないと、麻薬特例法は適用にならないと主張した事件です。他に覚せい剤の自己使用の事件が併合されていました。それでは、4番の方、よろしくお願いします。

4番

この事件の争点は「業とした」かだったんですけど、この事件は3人で一緒に行っていて、他の2人はもう既に裁判が終わって確定していました。その2人についてはもっと刑が軽い、裁判員裁判じゃない軽い事件で、3人でやって多少の役割分担はあったにしても、同じ業としたということからすれば同じ罪じゃないのみたいなところがあって、そこら辺も弁護側は突いてこられたりしていました。それについては検察側の裁量の範囲みたいな形でしたが、その裁量の範囲ってどういうところなのみたいな、何かぼやけたところが結構あって、素人の人間からすると、どこまでそういうのが通用するんだろう、よく分からないねみたいなことが皆さんの話に上っていました。僕自身もよく分からず、この人だけ別の罪で、もちろんその人が中心となっていたこととか、密売ルートと一番最初につながったことは事実ですから、そこら辺でしょうがないということなのかと。そういうことは普段の生活の中で、ただ事件の内容を見ててもなかなか分からないことだったので、そういうところも加味しながら、裁判員と裁判官とでこうやって審理されてるんだなというのがよく分かって、すごく勉強になりました。裁判員にはいろんな職業をなさってる方がいらっしゃってて、いろんな職業の観点からお話を伺えたこともすごくためになったなと思うので、やっぱりこの制度はいいと僕なんかは感じた次第です。

司会者

ありがとうございます。続きまして、5番の方が担当された事件です。帰宅途中の被害者を見かけて、わいせつな行為をしようとする被告人が考え、被害者方に侵入した上で暴行を加えて、抵抗されたので首を絞めるなどして殺害

したという住居侵入，強制わいせつ致死，殺人の事案でした。争点としては強制わいせつの故意があったかどうかというところになりますし，その他犯行時の被告人の精神状態についても争ったという事件です。それでは，5番の方。

5番

私が出た裁判は，結構世間で騒がれて注目された裁判でした。被告人は住居侵入，殺人は認めて，強制わいせつ，精神鑑定，そちらの方で争うような形で来ました。いろんな情況証拠とかもあって，審理の中でそれを話し合ったわけなんですけど，精神鑑定とかそういうのは医学的なものでちょっと分からないので，先生が述べられたことを信用する形でやっていくような形かなと思いました。評議のときも裁判長の方にうまく進めていただいたので，皆さんが意見が述べられてよかったと思います。裁判員裁判のことは，帰ってから，何でというような質問をされる方もいました。何で一般の人がやるの，分からない人がやる必要があるのかしらと言う人もいました。でも，私は出て，こういう制度は必要じゃないかなというのをすごく感じました。

司会者

ありがとうございます。それでは，次に，6番の方が担当された事件ですけども，これは，被告人がホテルに呼んだデリヘル嬢である被害者にサービス料として支払った金銭を取り返そうとして現金を奪って，その際にけがを負わせたという強盗致傷の事案です。争点は責任能力の有無でした。それでは，6番の方，どうぞ。

6番

今お話しいただいたように，争点というのは責任能力なんですね。その責任能力によって一番悩んだのは，一かゼロでその中間点はないということなんですね。だからどっちを選べばいいのかを判断するために，証拠とかあるいは鑑定人のお話があるんですけど，それがぴったり合ってるようなものっ

て、ほとんどないという言い方は変ですけど、ほとんど分からないんです、微妙なところで。だから、何か比較できる基準的なものがあって、それに対してどうか、それから外れてるか、あるいは下回ってるかによって決められればいいんですけど、そういういわゆる証拠類がなくて、検察側からと弁護側から出たものの微妙な違いとかなんかから、自分たちで類推しなきゃいけないというのがあったんですね。それが、先ほど申し上げたような意味で証拠的にぴたっと当てはまるものが少なかったものですから、それが非常にやりにくかったなというのが印象として残ってます。ただ、その中でもやはり裁判長の話などで、うまく我々素人が考えやすいように持って行っていただいたことは確かなんですね。でも一つ疑問に残るのは、今までの裁判の判例とかなんかも、若干ながらこういうのが多いとかという判例は聞くんですけど、じゃ、その判例に対して今回の場合どこまでどういうふうに合わせてた方がいいのかが、いまいち分かりづらいというところはあるんですね。私も民間の会社に勤めてたんで、民間の会社の場合はPDCAサイクルとって、何かを起こしたら必ずいろんな、その条件によって何が違って、うまくいったのか、いかなかったのかを反省するような形で回して、また返ってくるんですけども、私から見ると、何かそういうところがなくて、こう決めたというのは分かるんですけど、その結果がどうなってるのかがよく分かんないから、そういった情報もあれば、じゃ、今回はこの辺でというのが決めやすいのかなという感じは受けました。裁判員制度は、私も初めて来たんですけど、確かに制度としてあってもいいのかもしれないけど、何かもっとうまく活用できる方法があるんじゃないのかなというのが今現在の個人的な感想です。

司会者

ありがとうございます。それでは、7番の方の担当した事件は、被告人が歩行中の被害者に対してわいせつな行為をして傷害を負わせたという事案で

す。わいせつな行為があったかどうか争われた事件でした。7番の方、どうぞ。

7番

最初は私、すごく参加したくなくて、抽選を行う選任期日のお知らせとか来ても、どうせ当たらないだろうというふうに思ってたんですけども、実際に当たって、会社にそれを報告したところ、会社の中でもどういう扱いになるのか、特別休暇になるのかとか何かいろいろありまして、最初から有休を申請しとけばよかったなと思いました。決まってから、会社で初めて裁判員制度に当たったもので、会社側の対応もどうしたらいいかと結構ばたばたしてしまっただけで、もし私の周りで当たる人がいたら、最初に有休申請しといた方がいいよとか、そういうふうに話してます。みんなに裁判員制度に参加した、裁判に参加したと言うと、みんな刑事事件イコール殺人事件と思ってるようで、多分私も参加してなかったらそう思うんですけど、自分の担当した事件もそうですけど、皆さんの話を聞いてて、本当にいろいろな事件があるんだなと思いました。裁判では、争点とか、どこを検察官は見てほしいとか、弁護人はここを見てほしいというのをすごく詳しく書いてくださったので、私の担当したところはすごく見やすかったし、話し合いもしやすかったなというふうに思いました。難しい言葉とかも多く出てくると思うんですけども、そういった説明もすごく細かくしてくださったので、私も含めて同じ裁判員として参加した方たちもすごく質問しやすい雰囲気だったので、全体的にすごくいい流れだったなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございます。それでは、一通り感想を伺いましたので、ここから意見交換に入らせていただきます。今の感想の中でもいろいろお話があったかと思えますけれども、裁判員の皆さんは法廷で検察官や弁護人の冒頭陳述を聞くなどして事件の争点、つまりこの事件でどのようなことについて判

断を求められているのかということ把握し、その後、証拠調べに臨んで、最後に検察官の論告、弁護人の弁論を聞いて、当事者が争点についてどのような主張をしているのかということを経験した上で、評議において争点について議論する中で御自分の意見を述べられると、こういうことになるわけですが、果たして評議が始まる前の段階で争点について自分の意見を言えるような状態になっていたのかどうかということについて今日はお話を伺いたいと思います。逆に言うと、評議が始まってから裁判官から証拠の内容とか意味について改めて説明を受けなければ意見を言えないような状態ということにはなっていなかったでしょうかと、このようなことを聞きたいと思っています。評議が始まる前の段階で、裁判官からの説明がなくても自分の意見が言える状態になっていたとすれば、それは多分審理が分かりやすかったということになると思います。先ほども審理が分かりやすかったという御意見もありましたけれども、もう少し掘り下げて、当事者の活動のどんなところが分かりやすかったのか、御意見を頂ければと思います。逆に、評議が始まる段階ではまだちょっと自分の意見が言えなかったという方については、多分審理が分かりにくかったんだというふうに思います。そういう方には、どの辺りが分かりにくかったんだろうかと、そしてこうしていればもっと分かったんじゃないだろうかと、こんなような御意見を頂ければと思っております。分かりやすかったという方が先ほど何名かいらっしゃいましたけれども、分かりやすかったという方からまずお話を伺いましょう。では、1番の方。

1 番

私が担当した事件は強盗致傷の事件だったんですけど、被告人は強盗致傷の犯行自体は認めて、心神喪失状態、責任能力があるかないかということが争点になって、一応事前にそういう説明を受けて、こちらでもそのつもりで公判を聞いたんですけど、そういう意味では、事前にもう争点が明らか

になってるんで、非常に分かりやすかったと思います。それで、鑑定医の方の証言があったんですけど、鑑定医というのは専門の医師なので、専門用語がどうしても多くなって、説明も何というかちょっと曖昧なところがあったんですよね。そこら辺に関しては分かりにくかったと思います。ただ、公判の後、評議室の方に行ったときに、裁判官から、これはこういうことだみたいな簡単な説明をしていただいて、ああ、そういうことなのかというふうなことだったんですね。あと、自分の意見を言いやすかったかどうかというのは、私なんか割と自分の言いたいことを言っちゃえるタイプなもので、とにかくこれはこうだったんじゃないかと言って、いろんな意見を言わせていただいたんですけど、中にはやっぱりほぼ1日、来てもしゃべらない方とかもいらっしゃったのは間違いのないですね。そこら辺は、社会経験もそうですけれども、個人の性格みたいなものがあるんじゃないかと思いました。

司会者

ありがとうございます。1番の方の事件については責任能力が争われて、今の話だと審理の早い段階で責任能力についての説明があったと。この説明というのは、検察官の冒頭陳述とか弁護人の冒頭陳述で、責任能力というのがどういうものなのか、どんなところについて着目して聞かなきゃいけないのか、今回はもうその段階で分かったという御趣旨でしょうか。

1番

大体そういう感じですか。検察官も弁護人も非常に分かりやすい図というか表とかを作っていただいて、今回はここが争点になってて、例えば弁護人の方はこれこれこういうことで責任能力がないと思います、検察官の方はこれこれこういうことで責任能力があると思いますと、そういうふうに分かりやすく説明していただいたんで、非常に分かりやすかったと思います。

司会者

そうすると、冒頭陳述が終わった後に裁判官からの説明がなくても、当事

者の冒頭陳述を聞いていれば大体責任能力というのがどういうものかということが分かったという御趣旨でしょうかね。

1 番

大体そういうところですよ。

司会者

ありがとうございます。その他、精神鑑定をされた医師の証人尋問があったということでしょうか。

1 番

はい、そうです。

司会者

そこについては若干その用語等で。

1 番

そうですね。やっぱり初めて聞いた用語とかがかなりありましたんで、そこから辺でちょっと面食らったというところは正直ありました。

司会者

責任能力が問題となった方は、他にも、6番の方がそうでしょうか。6番の方は、分かりやすさの観点から言うとどうだったでしょうか。

6 番

分かりやすさという観点から言うと、まず検察官の作られる冒頭陳述メモとか資料が配布されるんですけど、その作り方とかは、やはり裁判官、裁判員に対して分かってもらえるような、的を射たような資料を作られるんですけど、たまたま私が裁判員として出た弁護人の方の資料の作り方はちょっと疑問符がつくんですよ。冒頭陳述とかも含めてそうなんですけど、弁護するために、ある意図を持って言葉で書かれてると思うんですけど、それをただ単に読まれてしまうと、審理する場で理解することができないんですよ。だから、是非、裁判を有利に進めるためにも、やはりその何分かの時間に裁

判員とか裁判官に対して、自分はこういった意図を持って話してるんで、これを理解してほしいというふうな資料を作っていたら、印象が大分違って来るんじゃないのかなという気がしました。というのは、白黒はつきりつけばいいんですけど、つかないような微妙なところで判断しなきゃいけないし、その事件を起こした当日はどうだったかということも類推しなきゃいけないんです。そうすると、そういう資料があると類推はよりしやすくなるはずなんですけど、資料があまりにも細かいことを書き過ぎて、薬の名前とか書かれても、それがどういう効果を持つのか、正直な話、分かんないんですよね。だから、弁護をされる方は、そういった資料の作り方を含めて、少し相手に対して訴えられるような資料を作っていただくと、それを聞く方としては弁護される方の考え方とかも分かりますので、それも合わせて検討することができるようになるかと思うんですね。

司会者

弁護人が出された冒頭陳述というのは、読み上げたものがそのまま書いてある、そういう資料であったと。もう少しどこが要点なのか分かりやすい資料が出されていけば理解ができたんじゃないかというところでしょうか。

6番

多分、弁護するために、ある条件を付けて弁護されると思うんです。これこれこうだからこういうふうに私は弁護して、これは無罪ですとかという話になると思うんですけど、細かいことがずらっと書かれてるんで、どこを重点的に聞けばいいのかとか、あるいはどういうふうに考えて無罪だと主張されてるのか、主張されてること自体がすごく分かりづらかったんですね。これは多分私だけじゃなくて、参加された他の皆さんもそう思ってたんじゃないかなと思うんですけど。

司会者

ありがとうございます。6番の方の事件も、鑑定をされた医師が法廷に出

てきて話をしたということになりますか。

6 番

はい。

司会者

1 番と 6 番の方の事件での尋問のやり方なんですけれども、最初に精神科の医師が、こういう病気だみたいなお話をずっとされて、それから検察官や弁護人が質問していくみたいなやり方でやられたんですか。

1 番

そういう形でした。

司会者

6 番の方は。

6 番

そういった感じでした。ただし何日か前にいろんな話は伺ってますので、争点というのは大体分かってます。最初に冒頭手続からずっと始まって、次の日辺りですかね、鑑定人尋問がありました。ですから、どこが争点かというのは分かってはいます。

司会者

その鑑定人の尋問ですけれども、分かりやすさという点ではいかがだったでしょうか。先ほど 1 番の方から、用語等が分かりづらいところもあったと、こんなような話もあったかと思うんですけれども。

6 番

観察結果からの結論として、鑑定人としてはこう考えると、その考え方はよく分かります。分かるんですけど、ただ、そうすると、例えば事件を起こした当日の状況はどういうふうに判断すればいいのかというのは、そこまでは分からないので。

司会者

分かりました。ありがとうございます。同じく5番の方が行った事件も精神科医の方が話をしたと思いますけれども、分かりやすかったかどうかというところについてはいかがだったでしょうか。

5番

そうですね。その精神科医の方のお話、それを聞いてても私自身精神的なものというのは勉強したこともありませんし、そういう人に関わったこともないので、犯行を犯すときに、被告人の方がいろいろ言ってるんですけども、それで精神科医の方がいろいろ調べた結果、そういうのはないだろうと。そう言われてみると、それでそうなのかなと思うような形になっていきました。

司会者

その精神科医の方が話してる内容自体に、何か理解ができないところは特にはなかったというふうに聞いてよろしいでしょうか。

5番

漠然とは分かるんですけども、今お話ししたようにそういう勉強をしたこともありませんので、いろんな言葉が出てくるんですが、それを理解するというのはちょっと無理な点もありました。

司会者

ありがとうございます。それでは、次に、責任能力ではないですけども、解剖医とかそういう医師が出てきた事件を担当された方もいらっしゃるかと思います。2番の方の事件がそのような事件だったと思いますけれども、審理の分かりやすさというところからの御意見を伺えればと思います。

2番

私たちの事件の審理の2日目に、医師が3名出てきました。その日はとても大変で、最初、検察側の方が2名出てこられて、それを聞いている段階で、私たちは休憩の度に、もう有罪だよ、当たり前だよみたいな雰囲気を出してたんですけど、最後、弁護側から法医学者の方がいらっしゃったら、

全面的に全部違うという発言をされたので、えっという感じに全員なりまして、帰ってきてみんなが一同に言ったのは、3人一緒に呼んでそこで話してよみたいな、何でそうしてくれないんですかみたいな感じでしたね。弁護人が連れてこられた法医学者の方は全面的に否定なさって、あり得ないですよみたいな発言も実際ありまして、これはどうするのみたいな感じに私たち裁判員はなりました。ただ、裁判官3人は割と、これが一番のここの争点ですよみたいな話もされてましたし、これからこれをじっくりみんなで話していきましょうということだったので、ここが争点で、それを私たちに、いろんな証拠とか、証人の方たちのいろんなことを見ていくんだなというのは感じてたので。ただ、その帰りがけ、みんなで話したときに、絶対3人呼んで話してよみたいな、私たちに振らないでよというのはありました。

司会者

ちょっと補足すると、検察官請求の解剖医が最初で、次に心臓外科医の証人尋問があって、その後に弁護人請求の法医学者の証言がそれぞれあったということでしょうかね。では、同じ事件を担当された8番の方、いかがでしょうか。

8番

傷害致死の事件だったんですが、死亡の直接の原因は心臓発作でした。被害者は昔から重い心臓病を持っていて、暴行によって心臓発作を起こしたのか、暴行がなくて興奮した状態で心臓発作で亡くなったのか、そこが争点だということを、検察側も弁護側も資料をもとに冒頭陳述も含めて非常に分かりやすく出してもらいました。ですから、争点自体は、暴行による心臓発作なのか、心臓発作は暴行ではなくて口論の末に興奮して亡くなったのかというところが争点なんですよと。で、1日経って、2日目に、今言われたように法医学者の方が出て、解剖医の方も出て、心臓外科の専門医の方が出て、三者三様なんです。もちろん弁護側の医師はそれを想定したような形でお話

を進めますし、検察側の解剖医の方は暴行によるものだと、心臓外科は両方可能性はあるよねというようなところで我々に選択を迫られると。ですから、審理自体は非常に分かりやすい。ただ、評議をする段階で、どの医師を信用したらいいんですかと、そこが一番頭を悩ませました。そこは我々、法律も全然専門家でもないし、ましてや医学について分からない段階で、どういふふうに結論というか、判断を導くかというところは評議の段階で、紛糾ではないですけども、いろいろな意見が出た。そこを今2番の方が言われたように、裁判長、裁判官の方のフォローがあって、自分たちが結論を出したということに自信は持ってますけれども、そこが一番苦労したところです。

司会者

先ほど2番の方からは、この3人の医師が一堂に会して話をしてくれたらもっと分かったのにと御意見もあったかと思いますが。

8番

それは全くそのとおりで、解剖医の方1人しか解剖してないと、それ以外の方は写真で見るといふところで見解が違ふんだったら、3人一緒に同じものを見て見解を出してくれたら我々簡単なのになと。同じ写真を見て3人の意見が異なるというのが、今回我々が一番苦労したといふところですね。

司会者

ありがとうございます。その他の方はいかがでしょうか。3番の方は、いかがでしたか。

3番

分かりやすかったです。

司会者

では、3番の方から。

3番

私が担当した事件は、強制わいせつ致傷というもので、被告人は初犯、争

点としては否認したということなんですね。検察側の話だと、最初はそういう暴行、わいせつ行為をしたというようなことを言って、後から翻したみたいな感じの事件だったんですけど。最後まで否認はされていたんですけども、弁護士や検察官の意見は、それぞれ証拠が防犯カメラなんですね。なので、それを見ながら大体のことが想像できるというか、そんな感じだったものですから、終わった段階では割と簡単と言ったら変なんですけど、そうじゃないかなというのは事件として分かりやすかったということです。なので、最後までどう進んでいくかというのは、大体判断がつかしました。

司会者

先ほどのお話だと被害者が証人で出てこられて、その被害者の方が言っている話が本当なのかどうかが問題となったということですか。

3番

そうですね。

司会者

その判断をするに当たって、防犯カメラだとか、客観的なものがあるので、被害者の証言が信用できるかどうかという判断は割としやすかったと。

3番

分かりやすかったですね。

司会者

ありがとうございます。7番の方の事件も同じような争点ということで、これも被害者が証人として来られて、その被害者の供述が信用できるかといったところが問題となったと思いますけれども、審理の分かりやすさという点からはいかがだったでしょうか。

7番

冒頭陳述のところですと、検察官が作ってくださった資料がとても見やすく、争点の中でも、弁護側も検察側もどちらとも争いなく認めてる事実が

この点ですよというのと、被害者の証言と証言を裏付ける証拠というのを分けて書いてくださってたので、全く知らない状態で法廷に行ってそれを聞いて理解するという点ではすごく分かりやすく、どこが事実として認められているのかというのがすごく分かりやすかったなというふうに思いました。

司会者

検察官の冒頭陳述が分かりやすかったということですか。

7番

そうですね。弁護人の方のも、すごく細かく書いてあって分かりやすかったんですけども、やっぱりいろいろ説明したいことがたくさんあると思うので、簡潔かと言われたら、検察官の方に比べるとやはりちょっと詳しく書かれてるので、どこを事実として認めていいのかとか、それは主観的な部分があるんじゃないかとか、初めて見た段階だとちょっと分かりづらくて、終わった段階で裁判長の方に質問したりとかというのもありました。

司会者

ありがとうございます。それでは、4番の方の事件ですけれども、争点自体は割と分かりやすかったので、最初の段階から何が争点になってるのは分かっていたというお話だったのでしょうか。

4番

そうですね。本当に争点自体は分かりやすかったし、検察側がいろんな証拠を出してくださって、それもすごく細かく出してくださってて、逆に言えば、いや、細かいねというふうに思ってた。ただ、やっぱりそこら辺も法廷から戻ってきて裁判官の方とかと、細かいですねと話をしたときに、こういうことでこういうことが必要なんだと思いますよということもちゃんと説明してくださってたし、分からないことがあったら本当に何でも聞いてくださいということがあったので、意見も出しやすかったというのはあります。分からないことは本当に、きちんと裁判官の方に質問できたし、裁判官自身も

分からないことも結構あって、こういうのはこういうところがあるんですよ
ねみたいな話で。でも、そういう話の中でやっぱり分からないことは言い合
ってみようということで、きちんと話合いができる雰囲気を作っていたいで
て、分からないことがあっても話しやすく聞きやすいということに関しては、
とてもよい感じで進めていただいたと思います。やはり今のいろんな方のお
話を聞いて、裁判によって、事件によっていろいろ争われる争点も違うし、
難しい部分というのがどの事件でもあるんだなというのが分かって、こうい
う会もとてもためになるなと思いました。

司会者

ありがとうございます。4番の方の事件だと、共犯者が証人として出てき
たのでしょうか。

4番

はい。

司会者

もう既に判決を受けている人が共犯者という立場で証人として尋問を受け
たということだったのでしょうか。

4番

そうですね。

司会者

証人尋問の分かりやすさとか、その辺はいかがだったのでしょうか。

4番

証人自身はもう刑が決まっていて、その方は、被告人を本当に兄貴のよう
に慕って、実際にその業としたことを始めたのも多少は自分の責任もある
みたいな、こういう家庭事情があったりして、商売としてやってほしいみた
いなことを僕がお願いしたんでみたいな話もしてて、分かりやすい部分もあ
りました。ただ、覚せい剤をどこから仕入れたかというところは、全部言え

ませんみたいなところで終わってて、そこら辺は今回の争点ではないというのがあるとは思いますが、やっぱり事件の内容もそうなんだけど、そういうところをまだ隠してる時点で、被告人は罪の意識があるのかなという気持ちですごくありました。また、司法取引の話が、他の2人は司法取引をしたんですかみたいな話もあって、僕の担当した裁判の判決が出たのが6月で、そのころ司法取引の制度が認められたという節目の時期だったんです。そういうことも含めて、分からないことも多い中で、裁判員と裁判官が話し合っただけで判決をすることの難しさはとても感じられたし、そういうことも含めてしっかりと話し合われて判決を下されてるんだなということも分かりました。

司会者

ありがとうございます。検察官や弁護人の冒頭陳述、あと論告、弁論も含めてその点について発言されてない方で、やっぱり分かりにくかったなとか、そんなような御意見があればお伺いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

5 番

検察側、弁護側からの意見を聞いている時点だとあまりぴんとこなかったこともあったんですが、その後に全部書類で出してくれたものですから、その書類を見ながら評議をできて、私はその部分で分かりやすく判断できたなと思ってます。

司会者

そうすると、聞いている段階では何を言われているのか分かりにくいところもあったということでしょうか。

5 番

そうですね。聞いているときではちょっと判断しづらいということもありました。ただ、書類で見ていくと、よく理解できたと思います。

司会者

5番の方が担当された事件だと、かなり詳しい弁論が出されていたということでしょうか。

5番

そうですね。詳しく載ってたものですから。

司会者

それを改めて読むことによって評議で意見を言えたという状況だったということでしょうか。

5番

そうですね。

司会者

他の方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、参加者の方から幾つか質問をしていただきたいと思います。検察官、弁護士、どちらからでも結構です。

山本弁護士

皆さんの事件は、否認事件ということで審理日程が1週間とか2週間とかという日程となっておりますが、例えば審理に5日かかるときに、月曜日から金曜日まで全部日程を入れるのがいいのか、あるいは、中日とかがあった方がいいのか、その点について御意見をお聞かせいただきたいと思います。例えば1番の方の事例は、月曜日から木曜日まで審理があって、木曜日は論告、弁論という形で、これはぎっちり詰め込んだという感じがします。2番の方、8番の方については、火曜日、木曜日、金曜日と翌週月曜日、火曜日、土日は挟みますけど、ちょっと詰めているという傾向が窺えまして、あるいは5番の方だと、比較的審理は長いですが、金曜日が1日目で、その後、月、火で水曜日が中日で、木、金で翌週月曜日が論告、弁論というような形になっていました。どういう審理の在り方がいいのか、例えば中には一日で証人を3名も調べている例もありまして、さすがに3人の人から1日で話を

聞くというのはちょっとつらかったとか、そういった御意見をお伺いしたい
と思います。

司会者

それでは、今の点についていかがでしょうか。1番の方。

1番

私の場合は、弁護士の方からも言われたように、1週間丸々月曜から金曜
までという形だったんですけど、1週間ぐらいだったらまとめてやっていた
だいた方が、前の日に審理したこともきちんと印象に残ってますし、連続性
があるのでいいと思うんですけど、これが2週間、3週間になると、途中、
何日か挟んでいただいた方がいいんじゃないかと。休みなんかも取りやすい
ですし。1週間ぐらいだったら有休とかを取れますけど、これが2週間、3
週間になると、なかなか会社勤めの人間では裁判員をやるのが難しいんじ
ゃないかと思うので、そこら辺は裁判官の方に配慮していただいた方がいい
んじゃないかと思います。

司会者

では、2番の方、いかがでしょうか。

2番

私たちは、先ほどおっしゃってたように火、木、金で、次が月、火なんで
すけど、先ほど言ったように2日目の木曜日がとんでもなかったの、その
後考える時間がちょっと欲しかったので、土日挟んでいただいたのはよかつ
たですね。私の中でも、有罪、無罪で揺れてる部分がすごくありましたので、
ちょっと挟んでいただいた方がよかったです。

司会者

8番の方、同じ事件ですので。

8番

事件の重い軽いという言い方は分からないんですが、ちょっと重たい部分

で、2日目に丸々1日解剖医なり医師の証人尋問をやるというのは、これは致し方ないのかなと。逆に言うと、私個人としては、1日に同じテーマで3人が争ってもらった方が、きついですが、分かりやすかったなど。前の日と次の日と分けちゃうと、前の印象が少し薄まったりすることもあるんで、事件の内容によっては致し方がないのかなと思います。それと、私が会社員なものですから、この日程をあらかじめ、もうちょっと早い段階で分かっていると、会社の方の休みの申請なんかがやりやすいのかなと。抽選で当たりました、じゃ、明日からこういう日程でと言われてしまうと、1週間以上の審理の裁判に関わるとなるとちょっと負担が大きいかないかなと思いました。

山本弁護士

それと関連してお聞きしたいのですが、選任の期日と実際の第1回公判日を比較的時間を空けるケースと、次の日から審理を始めるケースとか、午前に選任して午後から審理を始めるケースとかいろいろあるんですけども、その点について、会社勤めの方、主婦の方、または学生の方とかで御意見も違うと思うんですが、その点はどんな感じがよかったか、あるいは自分のケースはこうで、どんな感じが理想かというのをお聞かせいただければと思います。

司会者

ちなみに、今回の皆さんの事件で、午前に選任されて午後から審理が始まったという方はいらっしゃいますか。ああ、いらっしゃるんですね。他の方は、選任期日があって、しばらくしてから公判が始まったということでしょうか。そのどちらがよかったかというところでしょうか。はい、どうぞ。3番の方ですね。

3番

私は主婦で別に仕事はないんですけども、その日の午前中に選ばれて、そういう気持ちが全然なかったのも、また午後もあるのかとちょっと負担に

感じました。なので、やっぱり少し空けていただいた方がいいんじゃないかなと思います。

司会者

4 番の方はいかがでしょうか。

4 番

本当に、選任期日での抽選に外れたらその時点でその後の予定はなかったということもあまりよく知らないで行って選ばれたんで、午後からもありますと言われて、予定は空けてはいたので、その時点では大丈夫でした。実際、僕の場合はちょうどいい期間だったんですが、普通に働いてる期間だと、急に行って、それからまた1週間すぐにスケジュールを空けてくださいみたいな形というのは、なかなかとりにくいのが現状じゃないかなと感じました。

司会者

他の方はいかがですか。逆のパターンですね。選任期日と公判がかなり離れていて、その日にやってくれればよかったのにという方はいらっしゃいますか。

6 番

私の場合は1日か2日空いてたと思いますので、やっぱり空けていただいた方がうれしいですね。なぜかというと抽選に外れる可能性もあったんで、まさか自分も当たるとは思ってなかったんで、そこからまたすぐに審理に入るという話になると、やっぱりちょっとつらいですね。

司会者

よろしいですか。それでは、検察官の方から。

池田検察官

私はまず2番と8番の方にお伺いしたいんですが、御担当いただいた事件で結構特殊な尋問が行われてまして、いわゆる解剖写真等を皆様方にはお見せしないという形で尋問が行われたと思います。ただ、ドクターは御覧にな

りながら実施されたと思うんです。尋問者と証言者である専門家が写真を見ながら説明している中で皆様方にその現物がない，それでも工夫はいろいろしたと思うんですが，その点での分かりにくさというか，そういう点は大丈夫だったのかをお伺いできればと思います。

司会者

それでは，2番の方から。

2番

私は見たかったです。裁判官にも言いましたけど，それはできないと言われてたんですけど，見たかったです。何でそうなるのかというのが絵では全然分からなかったのを見たかったです。

司会者

8番の方は。

8番

8番です。私はあまり見たいとは思わなかったです。ものすごく配慮をされて，傷口だとかなんかを，恐らくそのものを見たら，それで気分を害したりする人もいるということで配慮されて。仮に見たとしても，私はその争点を自分が見ても分からないだろうなというふうには思いましたので，イラストで十分でした。

池田検察官

分かりにくくはなかったですか。

8番

分かりにくくはないです。ものすごく細かい専門的な争点だったんですね。切り傷がどうだとか。裁判官が写真を見ても，裁判官もよく分からないと。先ほど言ったように，同じ写真を見ても専門医の見解が異なるような写真を，素人が見ても気分を害するだけで分からないというのは正直思いました。

池田検察官

実はこの事件、もう一つ興味深い点がありまして、検察官と弁護士それぞれいわゆるストーリーを、事実関係がよく分からない中で、互いにこういうストーリーが考えられるというストーリーで対決し合ったんですが、審理の仕方としては、そういうのではなく、単にこういう暴行があったのかどうか、お互いに証拠はこうなってて、それが正しいかどうかを、意見を闘わせて御判断いただくというようなやり方も一般的にあるかと思います。ストーリーを対決させるというやり方が、皆様方の御判断の際に、この流れの方が合うとか、何らかの形で役立ったのか、理解に役立つものなのかどうか、率直な御意見をいただければと思います。

2番

確かにストーリーが弁護側と検察側で完全に違いました。面白いことに私たちもみんなストーリーで考えました。裁判官に至っては実際にやってみたりしていたので、ストーリーを示していただくと、私たちも想像がつかますし、考えやすいです。私たちもストーリーを考えました。そのストーリーに沿って、多分これだと矛盾だよねと、これだと合理性があるよねとか、一つずつ検証できたので、ストーリーを言っていたいただいたのはよかったと思います。

司会者

それでは、8番の方。

8番

確かに検察側と弁護側のストーリーができていて、ストーリーは先ほど出た医師の証言に則ったストーリーですから、それぞれを見ると、うん、そうだな、もっともだと。2番の方と私が違ったのは、自分はストーリーは持たなかったんですね、自分では。要は、二つのストーリーを、どちらが整合性があるのか、消去法だとかそういうふうな形でやったりとか。だから評議の中では、ストーリーを持って自分のストーリーに沿って進めている人もいれば、

私のようにストーリーを持たないで、いろんなことを消去しながらというやり方もあったのが評議としては非常に助かったと。ちょっと矛盾するかもしれませんが、弁護側と検察側のストーリーはそれぞれ納得するもので、それを争って何で我々に判断させるかという、先ほど戻ってしまうんですけども、じゃ、我々がどういう根拠で最終の量刑まで導くのかというのはやはり悩んだところですよ。

司会者

ありがとうございます。

池田検察官

それでは、もう1点、4番の方の事件の関係で、いわゆる共犯者間で処分が不公平じゃないかという弁護側の主張があって、それに対して訴追裁量というところを検察官が説明させていただきました。これまでのお話からすると、ある意味、最終的にはよく分からなかったというお話かなと思いますが、それはそれとして、いずれにしても有罪判断と量刑判断はできるなという形で、ある意味その部分は置いておいたような位置付けと理解すればよろしいんじゃないでしょうか。

4番

そうですね。その訴追裁量については本当に分からない状態ですけど、実際ここで争われてることに関して言えば、業としたというのは明らかだろうということで、それについて判断はできました。

池田検察官

殺人事件とかは日常、テレビで見たりする反面、本件も含めて薬物事件は、一般の方にはなじみのない世界だと思うんですが、そういう意味で理解するのに困難があったとか、冒頭陳述でもうちょっと説明した方がよかったんじゃないか、よく分からなかったなというようなところがあれば是非教えていただきたいのですが。

4 番

取り扱ってたものがいろいろあって、大麻だったり覚せい剤だったり、その他の薬というのも違法ではあるんだけど、それがどういう薬なのかという説明はなくて、自分で調べて、これって精力剤みたいな、バイアグラみたいな感じのものなんだなということが分かったりということがありました。今回の事件の判断材料とは関係がないからそういう説明がなかったんだろという事は分かったんですけど、そういうのもあればもっと分かりやすかったかなという気持ちは少しありました。

池田検察官

ありがとうございました。

司会者

他にはいかがですか。オブザーバー参加の方も。はい、どうぞ。

牧野弁護士

第二東京弁護士会の牧野といいます。4番の方に続けて、先ほどの検察官の質問にも関連するんですが、共犯者間で罪が違ったことについて、訴追裁量という説明が検察官からあったと。検察官から裁量の中身について、こういう点が違うから裁量で重くしたんだと、そういう説明があったのかどうかというのは。もうちょっと補足すると、他の2人は刑が確定してるわけですよ。他の2人は自白事件で、業についても争ってなかった。本件の被告人は、業としてについて否認してると。そうすると、争ったから重くしたんだというふうな、そういう裁量があったというような疑問は持たなかったんでしょうか。

4 番

争ったからということなのか、そこら辺はちょっとよく分からなかったですね。2人はもう確定している時点で、業としたことを認めた認めないということではなかったようだったので、そこでその判断じゃなく刑が確定して

たのかなと思ってました。

牧野弁護士

否認かどうかも分からなかったんですね。

4 番

はい。それで、今回の被告人に関しては、開業者みたいな形と、あと仕入れの大元を担っていたみたいところで一番刑が重いんだということで、そういうふうな形だったんだと思うんですけど。でも、普通の会社で言えば、業務としては、例えば社長がいるだけで業としてということじゃあり得なくて、やっぱりいろんな担当がいて初めて会社として成り立つんじゃないのかと。だから業としたということ考えたときに、3人いるから業としてるんじゃないのと、それなのに何で2人は、というようなことを考えて疑問だなと思いました。

牧野弁護士

そうすると、きっかけを作ったとか、そういう重くする材料があったというような説明が検察官からはあったということなんですかね。だから重いんだと、訴追裁量をしたんだという。裁量の中身は説明があったんですか。

4 番

裁量の具体的な中身というのは、何かちょっとあやふやだったような気がして、ただ、やっぱり他の2人よりも被告人の方が、営業主と従業員みたいなことで分けられてて、営業主だからというようなところだったんですけど。でも、業としたということで争うということに関しては、営業主も従業員がいて初めて業じゃないのどちらの方は思ってたということなんですね。

司会者

よろしいですか。それではこちらから質問しますが、精神鑑定や法医学の鑑定で言葉が難しかったとか、説明が曖昧な内容に聞こえたというようなお話がありましたが、鑑定人の話を聞くときに、尋問のあり方やプレゼンター

ションのあり方について、どのような工夫をしたらより分かりやすくなるのか、どんな工夫があればよかったのか、御意見を頂ければと思います。

1 番

私の場合は精神鑑定でしたので、どうしても専門用語が入っちゃうと思うんです。一応、証人の方で、検察官、弁護人の方からはレジュメというか、それなりのペーパーを事前に用意して、公判の席に着くときに席に置いてあったわけなんですけど、医師の証人のときはそういうのが全くなしで、ただ先生が発表するみたいな、それに合わせてモニターの方に簡単な説明書きみたいなのが出るという形だったんですけど、精神鑑定結果を文書で出していただければ、もうちょっと分かりやすかったんじゃないかと。文書で出していただければ、もちろん自分の引っかかったところは何回も読めますし、あと、専門用語なんかの分かりにくいところがあれば、これはどういう意味なんですかと聞きやすいですけど、そういうのがなくて、発言だけされて、どんどんモニター上に文章が流れていくだけだとそういう疑問点については、どうしても流されちゃうんですよね。だから、そういう文書を出していただくなり工夫していただけると、もうちょっと分かりやすくなるのではないかと思います。

司会者

他の方はいかがですか。

5 番

私の場合も医師の証言というのがありまして、説明していただいているときはあまりぴんとはなかったです、はっきり言って。どのようにしたらいいかと言われても、私にはこうしてほしいというのは言い切れません。申し訳ありません。ただ、書類が来て、評議の中で人格障害とか隔離症状とかそういうのをいろいろ話し合っ、そのときに裁判長なり裁判官からいろいろ説明を受けましたので、あっ、そういうもんなのかと。そういうので分かってき

た状態で。ですから、私はそれでいいのかなというような感じをしています。

司会者

他の方はいかがですか。

6 番

私の場合は、鑑定人の話を伺う前にプレゼンテーション用の資料を頂いてたんですね。ですから、話を聞きながらそれにメモを取ることができましたので、そういう意味では非常に助かりました。やっぱり資料がないと分からないと思います。

司会者

2 番の方。

2 番

私たちの場合は、解剖医と心臓外科医と法医学者だったんですけど、2 番目の心臓外科医の方が臨床の方で、患者さん相手に御説明をされてる方だったので、とても詳しく、本当に素人に分かるように御説明をされていまして。解剖医と法医学者の方は、やっぱり学問をやってらっしゃる方なので、専門用語を普通に平気でおっしゃる方たちだったんですけど、心臓外科医の臨床の方がとても詳しく真ん中でやっていただいたので、それなりにちゃんと理解できて話ができたと感じます。本当にみんなで言ってたんですけど、法医学者は、ぶつぶつ、ぶつぶつ、はっきり話してくださらないので聞こえなかった部分もあるんです。でも、そういうのは最初の解剖医の方がスケッチをいっぱい添付していただいたので、それに基づいて資料を見ながらできたので、専門用語のせいで何かというのはなかったです。

司会者

8 番の方。

8 番

今 2 番の方が言われたとおりでした。ちょっと視点が違うんですけども、

医師のアピールといいますか、主張の得手不得手によって裁判員の印象が若干変わってしまうというのは怖いなどは思いました。要は、学者先生と臨床の先生と、また話し方とプレゼンの能力によって、中身は分からなくても、あの先生の話し方は分かりやすくて、もしかするとこっちの人が正しいのかなというような何の根拠もない感覚を持ってしまうのが怖いなど思いました。我々は、先ほど言ってるように、死因が何だとかということの判断を委ねられてないとは思ってましたので、そこら辺はあまり深くは考えませんでした。

司会者

ありがとうございます。それでは、報道関係の方からの質問に移りたいと思います。

甲社A記者

甲社のAといいます。本日はお集まりいただきありがとうございます。近年裁判員の辞退率が増加していて選任手続への出席率も低下しているという現状がありますが、それについてどう思われますか。御意見をよろしくお願いします。

司会者

質問としては、辞退率が増加していることについてどう思われるか、でも皆さんは参加しているので、どうして参加に至ったのか、このようなところを聞けばよろしいでしょうか。

甲社A記者

はい。

司会者

では、全員からお聞きしましょうか。

1番

そうですね。やっぱり社会的にまだ認知されていないというのがあるんじゃないですかね。先ほど7番の方がおっしゃいましたけど、会社で初めてで休

みを取ったりするのが大変だったとか。マスコミの方に言うのもなんだろうんですけど、裁判員制度ができたときにはものすごく騒いで、いろんな記事にもなりましたが、最近当たり前になっちゃって、裁判員制度というものを認知する機会になるような記事がものすごく少ないような気がするんですね。ですから、マスコミの方ももうちょっと裁判員制度を認知するような記事を書いていただけると、もうちょっと出席される方も増えてくるんじゃないかと思いますけど。

司会者

ありがとうございます。2番の方。

2番

私が参加したのはあくまでも好奇心です。好奇心は満たされました。私が周りに言うと、みんな、えっ、えっという反応が返ってくるんです。何でと言うと、やっぱり人の人生を左右するようなことをやりたくない、すごいを見せられたりするみたいなのもあります。その辺は裁判官の方が私たちに責任を感じないでくださいねと、控訴できますし、ここで決まるわけではない、忘れてくださいというお話をしてくださったんですけど、そういうのって皆さんに認知されてないと思うので、ここで決まっちゃったら何か責任があるみたいなのがある方もいると思うので、そういうのはやっぱりもっと告知したほうがいいと思います。あと、全然未知の部分で、裁判って一生経験しない人が普通だと思うので、そういうものにちょっとでも自分が関わったというのが、人生の中で私は得たものというか得たみたいなのとすごく感じてるので、そういうのをもうちょっとアピールしたら、きっと皆さんも、とは思います。

司会者

3番の方、どうぞ。

3番

私も最初、裁判員というのはちょっと不安があって、どうかなと思ったんですけども、裁判員になってからはこの制度のことをよくよく理解しました。やっぱり認知度は低いかなと思いますし、この間集まりがあったときも、裁判員をやったということで、よくやったとか、そんなの絶対出ないんだとか、断われるんでしょうとか、そういうことを質問されちゃったんですけども、2番の方もおっしゃったように、やっぱりこういうことはめったにできる経験ではないですし、裁判や事件とか日々ニュースが流れる中で、すごく興味を持てるようになったということもあります。なので、私は、もしそういう機会があったら是非参加した方がいいというふうに宣伝はしています。

司会者

ありがとうございます。それでは、4番の方。

4番

やはりまだ、日本の現状では、会社で働いてる人が、この結構な期間会社を休んで裁判に参加するリスクというのは高いんだと思います。それに、今は、ほとんどの家庭が夫婦ともに働いてるので、そのどちらかがということでも結構な負担になるんじゃないかなと思いますね。ですから、社会的な認知度を高めて、そういうものに参加する意義とかも、もっときちんと伝えていった方がいいのかなと思います。それから、恨まれちゃうんじゃないのみたいな、逆恨みされちゃうんじゃないのみたいな、殺人事件なんか関わっちゃいけないんじゃないのみたいな、例えば家族からしても、僕が関わったことで家族が逆恨みされて何かされるんじゃないのみたいな恐怖とかが、きっとまだあったりするだろうし、実際関わってみて、傍聴席に座ってる人たちというのも、どういう人たちが座ってるのかわからないのが現状だし、もちろん少しずつ、あれは被告人の関係者だったとか、弁護士とかそういう方の関係だとか分かる部分もあるんですけど、本当に分からない部分もあったりするし、例えば今回の事件に関しても、暴力団関係が関わってるかどうか

か分からないですけど、ただ、本当に麻薬の密売とかそういうことに関して、被告人自身が恐れている部分があったりするわけですから、関係者がいて話を聞いてたら、こっちも何か言ったことに関して変なふうに勘繰られないかなという恐怖はあるかなと思うので、そういうところも、きちんと安全であることを認識できるような広報をすることと、やはり本当に安全を確保できる体制を整えていくことが必要なのかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。5番の方、いかがでしょうか。

5番

私は裁判員裁判に興味を持っていたので、連絡が来たときはやってみたいという気持ちで連絡をとりました。ただ、家族、会社、そういう方々からは、何でやるのと聞かれました。だから、国民の義務じゃないのと言いましたけど、今言われたように、後で仕返してみたいなものもあるんじゃないかと思ってる方もいらっしゃいました。裁判員裁判に関して内容を知らない人も結構いるみたいです。だから、ちょっと詳しく説明すると、ああ、そういうものなのと言う方も結構いらっしゃいました。あと裁判の終了後に証明書を頂きますが、会社で扱ってくれるところと扱ってくれないところがあるんです。要するに欠勤扱いにされちゃうところがあるんですよね。私は非常勤になってるんで、会社の方に提出したら、非常勤はこれは扱えないと、欠勤ですと言われました。社会のルールとして、こういうのは出たら完全に欠勤扱いにしない、法律というわけにはいかないでしょうけど、そういうのを全般的にやっていただきたいなと思います。

司会者

それでは、6番の方、お願いします。

6番

私は何で参加したかと言われるとつらいんですけど、最初に最高裁判所か

らノミネートされましたという案内が来るんですけど、どこを読んでも断わる理由がなかったんです。だから何も返せないからそのままにしてたら、また今度は何か抽選に当たりましたと来たんですよね。しょうがないなと思って見たけど、どういう事件を扱うかって全然分からないんですよね。とりあえず行ってみて、多分何十人か来てるはずだから、どうせ抽選には当たらんだろうと思っていたら、当たってしまったんですね。そのとき初めて事件の概要というのが知らされて、これだったらまあいいかなという感じで受けることにしたんですよね。裁判員制度というのは、制度自体があることは知ってましたけど、でも周りの誰に聞いても裁判員をやったという人をまだ私は1人も知らないんですよね。だから多分そういう意味で言うと裁判員制度というのは、名前は知ってるけども社会的にまだ認知されてないんじゃないかなという気はします。だから、広めるという意味で言うと、そういった仕組みがあって、大体1万人分の1ぐらいで当たる確率ありますよぐらいのコマースシャルというか、広告はしといた方がいいんじゃないのかなと。あと、やはり期間的に結構長いですよね。私の場合でも大体1週間かかっているんで。そうすると、会社に勤めてる人はなかなか連続では取りにくいと思いますよ。なおかつそれは、抽選で裁判員になった人はそのままいけますけど、当たらなかつた人は、またその関係の処理をしなきゃいけないんですよね、会社に行ったら多分。当たらなかつたんで、これぐらい仕事大丈夫ですよと。でも、そのときは既に会社としては何らかの対応をとってるはずなんですよね。だからそういう意味でもやっぱり受けにくいというのがあるんじゃないのかなという気はします。

今回こうやって裁判員裁判に出てみて一番思ったことは、何でこんな割に合わないことをするのかかと、それが一番ですよね。だから、自分の行為に対する罪との比較を考えてみると、そういう罪ってだんだん減ってくるんじゃないのかなという気はしますよね。そこら辺って意外と社会的には伝わっ

てないんじゃないですかね。私の事件の場合でも、たかだかこんなことで何で3年も4年も刑務所の中に入らなきゃいけないかと考えたら、やっぱりできないと思いますよね、普通に考えれば。そんなことをちょっと強く思いました。

司会者

それでは、7番の方、どうぞ。

7番

私もちょっと6番の方がおっしゃってたこととかぶってしまうんですけども、私と同じときに参加した裁判員の方は、会社に事前に休みを申請してるから当たらないと逆に困る、休みを確保してるから当たってくれないと困るという状態で当たったからよかったとおっしゃってて。私の場合は仕事がシフト制なんですけど、二通りシフトを立てていただいて、当たった場合のシフト、当たらなかった場合のシフトというのを立ててもらって、結構迷惑掛けてしまったかなというのがあります。本当に断れる辞退理由みたいなのが、どれぐらいの被害が会社に出るのかとか、重要な会議なのかというのがあって、それに当てはまらなかったんで参加することに決めたんですけど、逆にそれがあったから参加できたのかなとは思いますが。私もやってからはよかったなと思うけど、やる前まではすごく参加したくなかったんで、誰でも断れるようになってると、多分、じゃ、仕事を理由に、シフトが埋まらないので休みますと言ってしまうので、逆にそういうふうに細かく追及するような、断りにくい感じで書いてくださると、本当は行けるのに断わっちゃう人も多分いると思うので、そういう意味では断われなかったことで逆に私は参加できたのかなというふうに思います。あと、抽選をする選任期日があって、その翌日から審理がスタートだったんですけど、本当にその抽選が終わってからすぐに会社に電話かけて、すいません、当たったので次の日から休みますというふうになってしまったので、もう少し間が空いていればい

と思います。幸い私の場合は5日間通しとかじゃなくて、2日間やって土、日、月は休んでというふうだったので、シフト制だから有休を全部使わなくてもうまいこと出席できるようにできました。逆に、通してやってる方たちがいるというのを初めて知ったので、それは大変だっただろうなと思います。

司会者

8番の方。

8番

今の6番、7番の方と全く同じで、私は制度自体があることは知ってましたけど、中身がほとんど分からないで、裁判員候補者の通知が来たときに、これは特段の理由がないと断られないんだろうなという流れでここまで来てしまった。それと、幸いにしてうちの会社は、裁判員に選ばれたときには特別休暇という形で、裁判員の証明さえあれば自由に休めたので、それはできたと思うんですが。これは会社もそうですし、世間一般の人が裁判員制度で裁判員に任命されたということで、しょうがないよね、頑張ってるよという雰囲気は全くないんだと思います。それは中身が分からないからだと思うんですけども、嫌でも何でも当たったんだからみんな頑張ってるよというような雰囲気が社会に出れば、辞退者はないんだと思います。私のように断られないんだと思ってれば、もっと。抽選をする前に何か辞退の理由がある人は手を挙げて申し出てくださいと言われても、そんなに手を挙げるほどの理由はないなというのが正直なところでした。でも、断る人は最初からこの抽選にも来ないんだと思います。その辺は、どんな内容をやってるか、やはり実態が全然一般には広まってないということを感じました。

司会者

よろしいですか。

甲社A記者

ありがとうございます。次に、裁判員として参加された後に、裁判員ネッ

トワークなど、裁判員経験者の方が集うコミュニティがあるんですが、そういったコミュニティに参加された、あるいは参加する予定の方はいらっしゃいますでしょうか。もしそうであれば理由もお聞かせください。

司会者

じゃ、まずそういうものに参加した、若しくはこれから参加される予定があるという方はいらっしゃいますか。

(挙手等なし)

特にいらっしゃらないです。

8番

ネットワーク自体、あるのを知りませんでした。

甲社A記者

ありがとうございます。それでは、最後の質問ですが、来年で裁判員裁判制度開始から10年になります。重複する部分もあるかと思いますが、裁判員として参加された経験から、制度の利点、課題を改めてお願いいたします。

1番

利点としては、裁判というものが身近になったという点ですけど、どういう形で裁判が行われてるのか、どういう形で刑罰が決められてるというのが分かったというのは、私はすごくいいことだと思います。今までそういうことが全く分からなかったんで、本当に新聞、テレビで、この間の事件は懲役何年に決まりましたということだけしか、事件があったことと刑が決まったことしか分からなかったんで、その中間のことを、もちろん全てではないですけど、その一部にでも触れられたというのはものすごく勉強になったと思いますし、自分の中でも身になってると思います。課題としては、やっぱりもうちょっと周知をした方がいいんじゃないかと思います。私の周りでは1人、前にやったことがある方がいましたけど、都市伝説だと思ってたという人もかなりいたんで、中には本当に初めて聞いたという方もいらっしゃっ

たぐらいで、もうちょっと周知した方がいいんじゃないかなど。まず裁判員制度というものがあるということを知ってもらった上で、中身のことを徐々に広めていくという形がいいんじゃないかと思います。

2 番

利点は、1 番の方がおっしゃったように、裁判が身近になったということだと思います。やっぱり認知度が低いというのが一番の課題だと思います。それから裁判のときに、傍聴席に被告人の家族の方たちが座っていたんですが、私たちが裁判所を出るときに、出口の方にずらっと並ばれてて、審理を5回も6回もやってたんで、顔を見られていて顔見知りじゃないですか。それが一緒になるんですね。あれは何か工夫をされた方がいいかと。食事に行ったときもそばにいたりとか、そういうのがあったので、その辺は裁判所として工夫を行った方がいいかなと思いました。

司会者

分かりました。ありがとうございます。

8 番

私、昼休みは裁判所の地下の食堂で食事をとってたんですけども、何か見たことあるような人がいるなと思ったら、被告人の家族の方々がそれについて話をしてて、目が合ったときに私は思わず目を伏せたりとかして。だから、そういったところにちょっと配慮が必要なのと、また帰るとき、庁舎から出るときも、どういうわけかまた一緒になって。挨拶するわけにもいかないんですけども、そういったところでは、例えば裁判員はどこか違うところから出るとか、食事は一般の人と一緒にしない。たまたま暴力団関係とかそういう人ではないとは思いますが、先ほど4 番の方が言われたように、そういった特殊団体の人と関わるようなことが万が一でもあれば、それはマイナスのイメージとして広く広まってしまうと、マイナスのイメージで辞退をするということにもつながってしまうのかなというふうに思いました。

司会者

裁判員と接触しないようにということでいろんな配慮はしてるところもあるんですけど、まだ至らない点があるかと思imasuので。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

4 番

1 番の方がおっしゃったように本当に今までになかった経験をさせていただいたということはすごく利点だと思うんですね。それとやはり人一人というか、人のこれからの人生を左右するという裁判について、裁判官だけでなく、裁判官だって人間だし、いろいろな考え方、間違えることもあるだろうし、その中でいろんな職業の方が加わって、いろんな意見を交換して、何か僕たちのときも、裁判官自身も、こういう考え方もあるねということに気付かれたりとか、そういう見方もありますねということがあったりするんで、そういった意味でも、本当に裁判員制度というのがもう少しちゃんと浸透して、意味のあることだということが周知されることができればいいのかなというふうに感じました。ですから僕は、周りの友達には、実際経験したよという話もしたし、いろいろいい部分もあったんで、もしそういう機会があったら参加した方がいいよという話はしています。

司会者

ありがとうございます。この程度でよろしいでしょうか。

甲社A記者

はい。ありがとうございます。

司会者

2 時間にわたりまして意見交換が行われ、皆さんから貴重な意見が出たと思います。これを踏まえて、また法曹三者でよりよい裁判員制度を実現するように努力していきたいと思っております。本日はお忙しい中どうもありがとうございました。

以 上